

Ⅲ 生活排水処理基本計画

1) 基本方針

1. 生活排水処理に係る理念、目標

生活排水については、家庭・工場等から排出される雑排水等により、河川・水路の公共用水域の水質が悪化し深刻な状況にあるため、合併浄化槽の設置の推進、公共下水道整備を進めることによりし尿の衛生的かつ効率的な収集、処理並びに浄化槽の適正な維持管理を促進し、清潔な生活環境の確保を図る。

SDGs の 17 の目標のうち、6.「安全な水とトイレを世界中に」、14.「海の豊かさを守ろう」を住民に対して啓発していく。

2. 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水の基本として、水の適正な利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととする。生活排水処理整備の基本方針については次のとおりとする。

- ・合併浄化槽の普及・促進を図る
- ・日光川下流域下水道の整備の推進を図る

3. 目標年次

本町の生活排水処理基本計画における目標年度は、計画設定時の令和5年度から令和14年度の10年間とする。

なお、おおむね5年ごとに、又は諸条件に大きな変動があった場合において、見直しを行なうものとする。また、今後下水道整備の進捗に応じて適宜内容の修正を行うものとする。

4. 生活排水の処理計画

ア. 生活排水を処理する区域

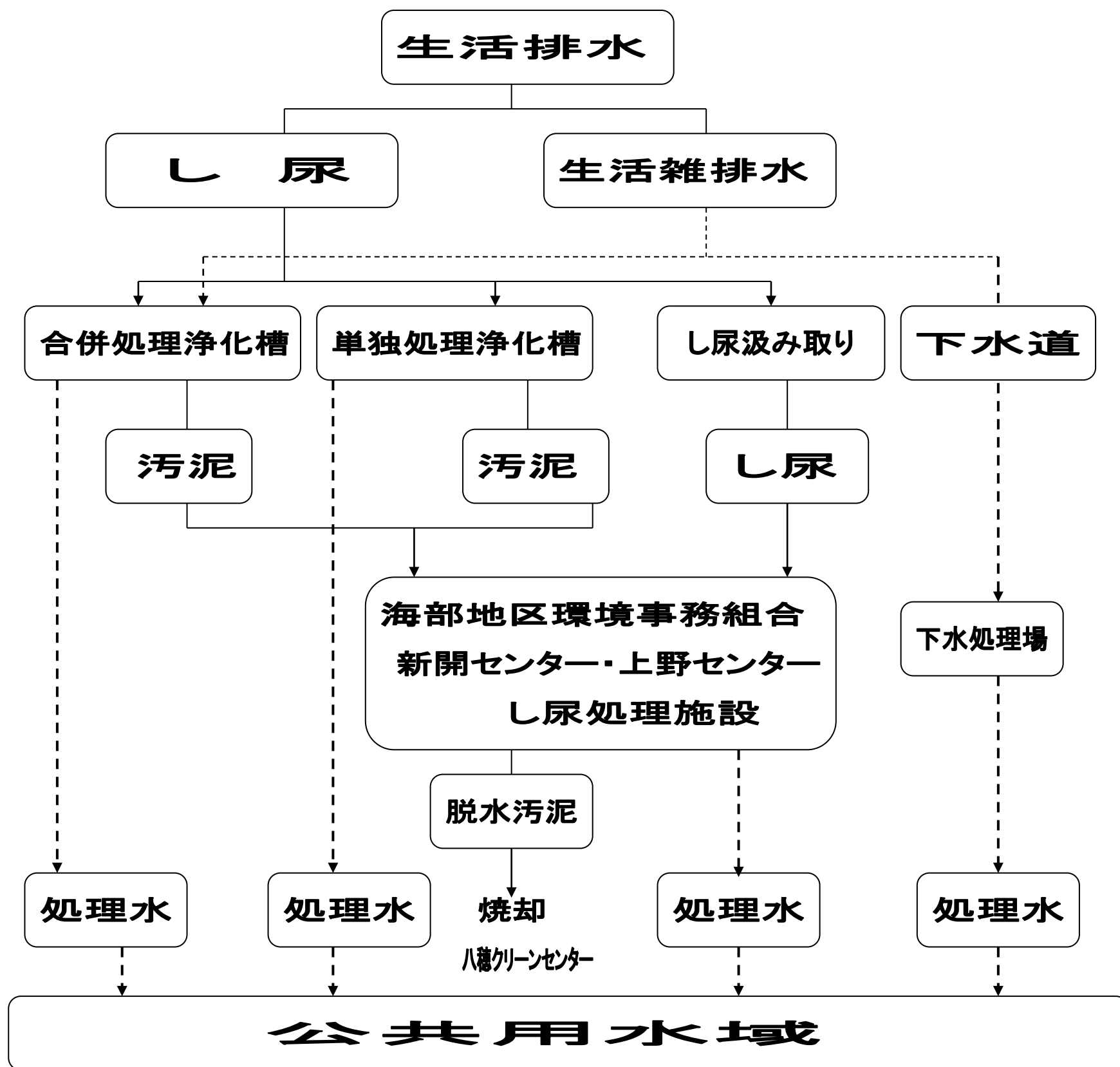
本町において、全域を合併処理浄化槽の処分区域とした。

平成22年3月31日より、日光川下流域下水道の供用が開始され、以下のように推移している。

	年度	接続戸数
実績	H22	251
	H23	201
	H24	169
	H25	157
	H26	138
	H27	105
	H28	96
	H29	140
	H30	180
	R1	150
	R2	117
計画	R3	68
	R4	125
	R5	542

イ. 生活排水処理体系

大治町における、現在の生活排水処理体系は以下のとおりである。



ウ. 住民に対する広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、定期的な広報活動を実施する。

特に、台所での対策等、家庭での対策について、町発行の広報等により周知を図るものとする。

また、浄化槽についても、定期的な保守点検、清掃及び法廷検査を行なうように広報等を通じてその徹底に努めるものとする。

5. し尿・汚泥の処理計画

ア. 現況

本町のし尿の収集・運搬については、3社の許可業者が実施しており、浄化槽汚泥の収集・運搬についても4社の許可業者が浄化槽清掃と併せて実施している。

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、全量を海部地区環境事務組合のし尿処理施設で処理している。

この施設は、第1事業所（新開センター：津島市）が昭和44年4月に、第2事業所（上野センター：弥富市）が昭和52年4月に、稼動運転を行い、昭和54年4月には浄化槽汚泥処理施設が同事業所に設置され、現在に至っている。また、汚泥処理計画をたて、施設の改造により汚泥処理能力が増強されている。

上野センターで搬出された汚泥の最終処分については、海部地区環境事務組合の八穂クリーンセンターで焼却処分している。

新開センターで搬出された汚泥の最終処分については、自己センター施設内で焼却処分している。

○ 新開センターの概要

膜分離高負荷脱窒素処理方式 135kℓ/日

○ 上野センターの概要

酸化処理方式 150kℓ/日

好気性処理方式 100kℓ/日

イ. し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：kl)

年度	し尿	前年比	浄化槽	前年比
H23	601.5	-72.8	12,402.6	-414.9
H24	533.6	-67.9	12,507.9	105.3
H25	556.4	22.8	12,390.5	-117.4
H26	610.0	53.6	12,165.8	-224.7
H27	574.2	-35.8	12,507.5	341.7
H28	529.3	-44.9	12,359.7	-147.8
H29	497.7	-31.6	12,596.4	236.7
H30	434.5	-63.2	12,482.6	-113.8
R1	424.3	-10.2	12,601.6	119
R2	412.4	-11.9	13,314.8	713.2
R3	398.5	-13.9	13,460.7	145.9

※海部地区環境事務組合年報「組合の概要」より

ウ. 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬・清掃は許可業者により実施する。今後さらなる下水道の整備に伴い、し尿等の収集量の減少が見込まれることから、効率的な収集体制の確立に努める。

エ. 処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理及び最終処分は、海部地区環境事務組合により、同組合の処理計画に基づき実施する。

オ. 公共下水道整備

公共下水道とは、主に市街地の下水を排除、処理する下水道で市町村が整備、管理する。1つの市町村単独で汚水を処理するための終末処理場を有するもの(単独公共下水道)と、流域下水道に接続し、汚水の処理をその終末処理場にまかせるもの(流域関連公共下水道)の2種類がある。

当町は、津島市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町とともに日光川下流域下水道に接続する流域関連公共下水道で平成22年3月31日より供用開始している。

2) 生活排水処理に関する現状分析

1. 水質汚濁状況

工業化や都市化が進んだ高度成長期のなかで深刻化していた工場・事業所が原因となる河川の水質汚濁等については、排出規制の強化や公害防除技術の進展等により、改善されてきているが、生活排水による水質汚濁による用悪水路等の水質悪化が問題となっている。

「生活環境基準の保全に関する環境基準」の類型指定はされていない。しかしながら、砂子用悪水路および八ツ屋用悪水路は流末で新川に合流しており、新川下流はE類型に指定されていることから、E類型基準を満たすことが望ましい。また、小切戸川、円楽寺川及び小糠田川は福田川に合流しているが、この福田川も流末で新川と同じE類型に指定されている日光川に合流していることから、砂子用悪水路および八ツ屋用悪水路同様にE類型の基準を満たすことが望ましい。